



Global Tax Update

英国

デロイト トーマツ税理士法人

2016年3月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. BEPS 行動 13: 国別報告書に関する最終規則

2016年2月26日、BEPS(税源浸食と利益移転): 国別報告書に関する税務規則(The Taxes (Base Erosion and Profit Shifting) (Country-by-Country Reporting) Regulations 2016: 以下「最終規則」)が議会で提出され、3月18日に発効した。これにより、2015年10月5日に公表された「移転価格文書化および国別報告書: 行動13に関する2015年最終報告書」に定めるOECD国別報告書のガイダンスが発効し、2016年1月1日以降に開始する会計年度については英国で国別報告書の提出が義務付けられることとなった。

最終規則はグループの究極の親会社である英国企業に適用されるが、究極の親会社が外国法人の場合で英国歳入税関庁(HM Revenue and Customs: 以下「HMRC」)が国別報告書を手入れできない場合のグループ内の英国企業も対象となるため、親会社が国別報告書の提出義務を負わない場合の当該親会社の英国子会社グループにも適用される。また、究極の親会社の所在国で国別報告書に関する法律の導入が先送りされている場合は、導入初年度(2016年度)について特に注意が必要である。

2. 持株会社が行うグループ内サービス: VAT上の取引に相当するか?

今般、英国の上級裁判所(Upper Tribunal)はNorseman Gold plc(以下「Norseman」)訴訟に係る判決を下した。本件は、持株会社が負担した費用に係る仮払付加価値税(Value Added Tax: 以下「VAT」)の回収に関するものであり、子会社が持株会社に支払う「マネジメントサービスフィー」に関して提起されたものである。

Warren 判事は簡易裁判所(First-tier Tribunal)の決定を支持し、「Norseman が提供するサービスに“支払がなされるという不明瞭かつ一般的な意思”だけでは、仮払VATと課税取引との関連を示すには不十分である」と確認した。本件における「マネジメントサービス」はVAT上の「経済的活動」に相当する可能性はあったものの、本件の事実関係においては、仮払VATの回収がなされた際にNorsemanが課税取引を行っていた、または行う意思を有していたとは判断できないとして、HMRCによる当該VAT徴収を支持した。今回の判決は、持株会社が子会社にマネジメントサービスフィーを請求することを根拠付け、実際に請求を行うための明確な手続および文書化を行うことの必要性を再確認するものである。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀 ykonii@deloitte.co.uk

ディレクター 日高 大雅 hhidaka@deloitte.co.uk

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。